

寄付つき商品開発普及事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とつとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）が取り組む寄付つき商品開発普及事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、県内の企業が販売する商品の売り上げの一部を地域課題や地域活性化に取り組んでいる団体（以下「活動団体」という。）へ寄付することにより、県民の寄付を通じた社会貢献への参加意識を高めていくとともに、企業や飲食店等（以下「企業等」という。）のCSR活動に寄与することを目的とする。

(内容)

第3条 参加する企業等は、あらかじめ指定した商品の売上金の一部を活動団体へ寄付するチャリティーを実施する。

(登録団体の募集)

第4条 センターは、寄付金の受け入れを希望する活動団体を募集し、一定の基準に基づき登録団体とする。

2 登録団体の募集については、別に定める。

(参加企業等の募集等)

第5条 参加を希望する企業等は、寄付つき商品とする商品及びその売価、1点当たりの寄付単価、全体での目標金額、実施期間を様式1に示したうえで、センターへ参加申し込みをする。

2 参加企業等は、登録団体の中から、寄付先団体を決定し、センターへ報告する。

3 参加企業等が寄付先団体を決定できない場合には、センターは参加企業等の要望を踏まえて寄付先団体を決定し、参加企業等へ報告する。

(広報活動)

第6条 センターは、ホームページに本事業を掲載する等広報に努める。

2 参加企業等は、本事業の事前広報や実施期間中の広報物表示、キャンペーングッズの設置等に努める。

(寄付金額の報告)

第7条 企業等は実施期間終了後、様式2にて寄付金額等をセンターに報告する。

(寄付金贈呈式の開催)

第8条 センターは、寄付金の受け渡しに当たって、原則、参加企業等の立会いのもと「寄付金贈呈式」を開催する。ただし、企業の希望によってはこの限りではない。

(活動報告書の提出・公開)

第9条 寄付先団体は、本事業の寄付金贈呈から1年以内に、寄付金により実施した活動の報告書を様式3により作成し、センターへ提出する。

2 センターは提出された報告書を寄付元の企業へ送付、またはホームページ等で公表することがある。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、センターが別に定める。